

海南市内企業就職促進奨学金返還助成金交付対象者募集要項

1 募集対象者

次の各号のすべてに該当する方を対象とします。

- (1) 令和6年3月に卒業予定の大学生、短期大学生、大学院生（修士課程）、専門学校生又は高等専門学校（4年次、5年次生）。
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を借り入れている方又は借り入れる予定の方。
- (3) 海南市が「海南市内企業就職促進奨学金返還助成制度」の対象として認定した求人に、大学等を卒業または修了した年度の翌年度から期限の定めのない雇用により継続して3年以上勤務をした方
- (4) 留年をしていない方
- (5) 大学等を卒業又は終了後、海南市内に住所を有する方

2 募集期限

令和5年2月24日まで

3 助成金額

助成金の額は、交付対象者が借り入れた奨学金返還額に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）で、100万円を上限とする。

4 応募の方法

次の(1)～(3)の書類を募集期間内に海南市役所産業振興課に持参するか郵送で提出してください。

- (1) 海南市内企業就職促進奨学金返還助成金交付対象者認定申請書
- (2) 在学証明書
- (3) 日本学生支援機構が発行する奨学金の借入額または借入予定額が確認できる書類

5 交付対象者の認定等

本制度の要件に該当する場合に認定します。なお、認定された場合、対象企業に氏名、年齢、就学先名称、学部名称を提供することにご了承ください。

※対象者の認定を受けても、必ずしも対象企業に採用されるわけではありません。

6 助成の方法

交付対象者が大学等を卒業、又は修了した翌年度に対象となる求人へ期限の定めのない雇用で採用され、海南市内に居住しながら3年間継続して勤務したのちに、交付申請に基づいて助成金を支払います。なお、助成金は原則として日本学生支援機構に支払います。

※休職期間がある場合は、市長と対象企業が協議の上、決定するものとします。

※対象企業に採用された場合においても、雇用の継続が保障されるわけではありません。

※本人の意に沿わずに対象企業での3年間の就労ができない場合でも助成対象となりません。

7 認定を受けた後の手続き

- (1) 当該認定を受けた後、インターンシップへの参加等により、対象企業の研究に努めてください。インターンシップへの参加については、各自で対象企業と調整をしてください。
- (2) 当該認定を受けた内容に変更があったときは、すみやかに海南市内企業就職促進奨学金返還助成金交付対象者認定変更届出書にて、変更内容を届け出てください。
- (3) 対象企業に就職後、毎年度(交付申請を行う年度を除く)、下記の書類を添付のうえ、状況を報告してください。
 - ア 助成金状況報告書
 - イ 被雇用者証明書
 - ウ 日本学生支援機構が発行する奨学金の返還状況が確認できる書類
 - エ 認定に係る通知書の写し
 - オ 住民票の写し
- (4) 対象企業に3年間継続して勤務した時点で、下記の書類を添付のうえ、交付申請をしてください。
 - ア 海南市内企業就職促進奨学金返還助成金交付申請書
 - イ 被雇用者証明書
 - ウ 日本学生支援機構が発行する奨学金の返還状況が確認できる書類
 - エ 認定に係る通知書の写し
 - オ 住民票の写し

8 認定の取り消し

次の事由に該当する場合は、交付対象者の認定を取り消します。

- (1) 奨学金の全額を辞退し、又は取り消されたことにより、奨学金を借り入れなかったとき。
- (2) 資格を取得できなかったとき。
- (3) 認定を受けた年度の翌年度に大学等を卒業し、又は修了することができなかったとき。
- (4) 奨学金の返還が全額免除されたとき。
- (5) 大学等を卒業し、又は修了した年度の翌年度に対象企業に期限の定めのない雇用による就職をしなかったとき。
- (6) 対象企業に就職後3年を経過する前に離職したとき。
- (7) 対象企業に就職後、市内に住所を有しないとき。